

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年2月25日実施分）

司会者：それでは，裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めさせていただきます。

皆様にはお忙しい中，御参加いただきましてありがとうございます。

今回の意見交換会ですが，裁判員経験者の方6名と，検察官，弁護士，裁判官からお1人ずつ参加いただいています。

まず，法曹関係の参加者のほうから簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

濱田検察官：検事の濱田と申します。今日はよろしくお願いします。

長瀬裁判官：裁判官の長瀬と申します。第1刑事部というところで，畑山裁判官とは別の合議体の裁判長をしております。今日はよろしくお願いいたします。

金村弁護士：弁護士の金村と申します。よろしくお願いいたします。

司会者：私は裁判官の畑山と申します。本日，司会を務めますので，どうかよろしくお願いいたします。

では，続きまして，裁判員経験者の方からお1人ずつ順番にお話を伺いたと思います。

まず，私のほうで，経験者の方が担当された事件のあらましなどを御紹介しますので，その後，皆様から御意見や感想など，一言ずつお願いしたいと思います。

まず，1番の方は，昨年2月に，強盗致傷などの事件を担当していただきました。事件の内容は，2人組の事件でして，夜間，女性を狙っていきなり羽交い締めをしたり，自動車でひったくりをしたりして，被害女性にけがを負わせるなどしたという事件です。

審理は選任手続を別にしまして，5日間の審理でありました。判決では，起訴どおりの事実を認定した上で，2人のうち主犯格が懲役9年，もう1人が懲役7年という判決でした。

では、1番の方から、事件を担当された感想など、御自由に発言していただけますでしょうか。

裁判員経験者1：年をとっていますけれども、昨年の2月に、初めて裁判というものを実際に見て、本当にいい勉強になったと思っています。

最初は、70歳以上であれば辞退することができるということだったのですが、孫から「おじいちゃん、絶対に参加しなさい。」と言われまして、自分も今まで逃げることをしてきませんでしたので、しんどいことに挑戦してみよう、という覚悟で臨みましたが、本当にいい勉強になったと思っております。

司会者：ありがとうございます。

続いて2番の方は、昨年の9月に強盗致傷事件を担当していただきました。いわゆるコンビニ強盗事件でありまして、事実は争いがなかったのですが、被告人は知人男性に強要されたと主張していました。

判決では、その被告人の弁解は排斥できないけれども、短絡的な犯行ということで懲役5年の刑を言い渡しました。審理は全体で3日間でした。

では、2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：最初に裁判員に選ばれたというお知らせをいただいたときには、自分のように何にも知らない主婦が1人の人の人生を決めることに関わることができるだろうか、というのが正直なところでした。実際に、3日間、裁判に参加させていただいて、我々の分からない、何かはっきりしないものがたくさん世の中にはあるんだなと感じました。ちょっと心の中がすっきりしない裁判だったと思います。

司会者：ありがとうございます。

続いて3番の方は、昨年の7月に外国人による殺人や銃刀法違反の事件を担当していただきました。被告人が、かつての勤務先の上司を拳銃で撃ち殺してしまったという事件でした。

被告人からは殺意がないとか、自首が成立するとかといった主張がありまし

た。

この事件は通訳が入った関係などもありまして、審理は選任手続を除いて7日間でしたが、1日置きに審理しましたので、全体の期間は2週間以上かかった大変難しい事件でした。

判決でも、被告人側の主張を全部排斥した上で、凶悪な事案ということで懲役30年という、これも大変厳しい刑になりました。

では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者3：私も、選ばれるまでは、もう絶対に嫌だと思っていたのですけれども、裁判員や裁判官の方々と、1日1日、本当に丁寧に審議をさせていただく中で、それなりの緊張感を抱きながら、子どものこととか、私の周りの知人であったり、会社で出会う方だったり、いろんな方のことを思えるように、だんだんと本当に人のことを真剣に考えるようになっていったという気がして、すごく貴重な体験だったなと思っています。最初は嫌だったのですけれども、終わった後は本当に感謝の思いが芽生えていたのを今でも覚えています。

また、会社勤めをしております、お休みをもらえるのも最初は大変だったのですけれども、だんだんと裁判が近づくにつれて、会社の方々も「頑張ってるね。」と声をかけてくれるようになって、そういった快く送り出してくれる雰囲気の中で出させていただきました。長いのですけれども、何とかなるなと思っていました。ありがとうございました。

司会者：続いて4番の方は、去年の6月に傷害致死の事件を担当していただきました。1人で母親の介護をしていた被告人が、ストレスをため込んでしまってお母さんをげんこつで殴るなどして死亡させてしまったという事件でした。

選任手続を入れて3日間の審理で、判決では、罪は償わせるべきではあるけれども、長期間の服役は適切でないということで、法定の刑期では最短の懲役3年の刑に処しました。

では、4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：私も、参加させてもらって非常によかったと思います。皆さん

がおっしゃられているように、貴重な経験をさせていただけたと思っています。母親を殺めてしまったという事件だったのですが、被告人と母親の年が私と自分の母親の年とほぼ一緒だったのです。それで、私も母親1人ですし、一緒に同居してますし、どうしても感情が入ってしまって、結構、話合いのときには過激な発言にもなりましたが、でもみんなで決めて、最良の判決ができたと思うのです。判決の後、被告人が僕らの気持ちを受け取って更生してくれればいいな、とみんなで話をして終わったのがとても印象的でした。たった3日間でしたけれども、いいチームワークだったなと思います。

司会者： 続きまして5番の方は、一昨年の7月に、殺人や殺人未遂などの事件を御担当いただきました。これも重たい事件ですけれども、包丁で被害者1名を殺害した上に、止めに入ったもう1人の被害者も包丁を突き出して殺そうとしたという事件です。

審理は、選任手続を除いて4日間でした。判決では、強い殺意に基づく犯行であるなどとして、懲役24年という刑でした。

では、5番の方、お願いします。

裁判員経験者5： 私は皆さんとちょっと違いまして、裁判員になるかもしれないよという封筒をいただいたときに、「やった。」という気持ちでした。実際、裁判所に赴かせていただいて、モニターに自分の番号が出たときも、内心よかったですと思いました。ニュースでもいろいろ報道されているのを聞いていて、とても興味があったので、ぜひ参加させていただきたいなと思っていました。実際、参加させていただいたら、それはそれですごく重たいもので、自分が軽い感じで参加していたのがとても恥ずかしく思って、最後はちょっと反省をしたのですけれども、皆さんの影響でとてもいい勉強になりました。

審理中は、いろいろ論点とか争点というのがもう決められていまして、私たち裁判員が、本当はここを知りたいのだけどなというところが、聞けなかったということがあり、すっきりしないままだったのを覚えています。

とはいえ、ほかの裁判員の方とも話し合って、人一人を殺害してしまった事

件でちょっと重たい刑になってしまったのですけれども、それを皆さんで話し合っ
て決めることができたのは、すごくよかったと思います。

司会者：続いて6番の方は、先ほどの4番の方と同じ、介護をめぐる傷害致死事
件を担当していただきました。

では6番の方、お願いします。

裁判員経験者6：感想ですけれども、やってよかったな、今でもあのときの経験
が生きているなと思っています。

選ばれたときは、どちらかというといふ非現実的で、ニュースや新聞で見ている
世界に入っていくということに、少し戸惑いがありました。一番の戸惑いは、
午後からすぐに審理が始まるということで、心の準備が全くなしに始まって、
非常に緊張したのを覚えています。

その後、審理が進んでいく中で、自分の意見がはたして尊重されるのか、ま
た、人の生命を奪ってしまったことに対して、同じ市民である私たちが刑を決
めていいのかということについて、悩みました。

最後は、先ほど4番の方のほうからもお話がありましたように、非常にいい
チームワークで、休憩時間もいろいろな活発な意見交換ができて、そのときの
経験が、家族、友人、知人、職場でのコミュニケーションの中で役立っている
と思っています。

また、うちの会社のほうからも、この制度に対して最大限の配慮をいただき
、前後含めてサポートいただいたことに、感謝の気持ちがいっぱいです。

司会者：では、早速意見交換に移りたいと思います。今回のテーマは、裁判員制
度をより参加しやすくするためにどうしていけばよいかということですが
けれども、まず、このテーマを選ばせていただいた理由などを説明させていただきます。

裁判員裁判に参加していただいた皆様には最後にアンケートをお願いしてい
ます。その中で、「裁判員に選ばれるまではどう思っていたか。」という質問
に対する回答の全国の統計によりますと、裁判員に選ばれる前は「積極的にや

ってみたい」，「やってみたい」と回答された方が3分の1くらい，一方，「余りやりたくなかった」とか「やりたくなかった」，「特に考えていなかった」という方を合わせますと，ほぼ3分の2くらいになります。

一方，裁判員を経験した後につきましては，実に95%の方が「非常によい経験」又は「よい経験」と感じたという回答をいただいております。充実感を持って裁判員としての職務に従事していただけたことがうかがえます。

また，今回は，五つの事件を担当された中から6人の方に参加していただいたわけですが，その五つの事件で御提出いただいたアンケートを私のほうで見直させていただいたのですが，そのアンケートでも，ほぼ同じ内容になっています。

こういったアンケートの結果を踏まえていきますと，多くの裁判員経験者の方は，裁判員になる前は不安や負担を抱えていたけれども，やってみるとよい経験であったと感じておられます。ということは，実際に裁判員裁判を経験していただいた皆さんから，その経験を広くお伝えいただいて，裁判員裁判の姿を知っていただくことで，これから裁判員になられる方々の不安や負担感といったものが和らぐのではないかと考えております。

そういう次第で，今日のテーマは，より参加しやすい裁判員裁判にするためにはどのようにすればいいでしょうかということですが，何よりも皆さん御自身の経験をお話しいただいて，裁判員裁判の姿を広くお伝えできればと思っております。

今日御参加の皆様にはあらかじめ話題事項をお伝えしております。この順に意見交換会を進めていきたいと思っております。

まずは，皆さん御自身がどんなことに不安や負担を感じておられたのかといったところから始めまして，参加した経験を多くの方に知ってもらうためにはどんなことができるのだろうか，また，その上で守秘義務というものがネックになっていないかといったことを話題にしたいと思っております。また，後半では，裁判員裁判に参加することの意義だとか，より参加しやすい，わかりやす

い裁判にするためにはどんなふうにしていけばいいかといったことにも話題を広げていければなと思っています。

どうか皆さん、忌憚のない御意見をよろしくお願いします。

では早速、「裁判員裁判に参加する前に不安や負担感などありませんでしたか。」、「そういった不安や負担を和らげるために、あらかじめ知っておけばよかったことはどんなことがありますか。」という話題事項から、話を進めていきたいと思います。

裁判員経験者 1：私は、ちょうど3年前に大病を患いまして、ちょっと危ないというところまできていたのです。そういった意味で、2点不安感がありました。1点目は、体調の維持、風邪とか下痢とかをした場合の心配と、2点目は、審理の長さが心配でした。初めてだったので、一つの審理時間がどのくらいかかるのか、それがわかりませんでしたので、その2点が心配でした。

司会者：お体の点での御心配ということですが、実際やってみてどうでしたでしょうか。予想どおりだったか、それとも実際やってみるとそれほど心配するまでもなかったかとか、どうでしょう。

裁判員経験者 1：裁判員に選出された後の手続の打合せ会で、審理予定表というのをいただきました。それをざっと見ますと、長いので1時間、短いのですと10分とかいうのがありましたので、私の場合は安心しました。そして、裁判中におきましても、5日間、無事過ごすことができました。しかし、送られてきた資料の中に、審理時間が長ければ、適宜休憩をとりますという一筆があれば、裁判を初めてする者にとっては、一つの安心感になるのではないかというように考えております。

司会者：おおむね1時間に1回、15分前後の休憩をとるという形で進めていくのが多いのかなと思いますけれども。長瀬裁判官も大体そんな感じでしょうか。

長瀬裁判官：そうですね。長くて1時間で、それで15分ぐらいの休憩ですので、1時間を超えて審理するということはまずないと思いますね。

裁判員経験者 4：私は別に不安や負担感はなかったです。確かに会社は休むのですけども、さっき 5 番の方もおっしゃられたように、参加するのに非常に興味があったので、会社はそのために休めばいいのだと、てんびんにかけてときに、もう完全にこちらのほうが上だったので、そういうことは何でもなかったです。

ただ、不安というよりも、あなた選ばれましたよ、はい、わかりました、今日の昼からですよ、なるほど、ああいきなりかと思って、どんな事件を担当するのかがわからなかったです。それで、ふたを開けてみたら、いわゆる尊属殺人で母親殺しみたいな、年格好も一緒だし。これはまずいなと思って。事前にどんな審理をするのかがわからなかったので、不安になるというところは、ありましたね。

司会者：あらかじめ出てきていただく日数とかはお知らせしてるのですが、事件の内容などは、その日に初めて説明することになっています。特に 4 番の方や 6 番の方の場合は、午前中に選ばれて午後から審理ということで、心の準備が少し難しかったでしょうか。

裁判員経験者 2：私の場合も一緒に、午前中に選ばれてもう午後から審理が入るという感じでしたので、ちょっと気分的には慌ただしいというか、もうどんなふうに自分たちが動いていくのだろうという 1 日目の不安はありました。

それと、一番後悔しているのは、裁判員に選ばれた後で、すごく緊張してしまって、自分で何かしらの裁判を傍聴しに行っておけばよかったなと感じました。何事も経験で、せっかくのことだし、来年、あなたは裁判員に選ばれますよというおたよりをいただいたのに、裁判に対しての心構えをしておかなかったことをとても後悔しました。

司会者：この関係でよく話題になるのは、グロテスクな写真、遺体写真などを見ることについての心配というのがあると思います。この点は皆さん、どのように思っておられましたか。

裁判員経験者 3：殺人事件を審理させていただきましたが、写真は、事前に裁判

官と弁護士と検察官の方々の中で、最低限見ないといけないものだけにしてありました。それでもしんどい方にはしんどいかもしれないんですけども、裁判長が、今からの審理にはこういうような写真が出ますという一言がありまして、今からそういう写真が出るのだなという心づもりはできました。また、本当に真剣に審理をしている中で、見ないわけにはいかないという、そんな何か責任感もありましたので、大丈夫でした。

司会者：皆さんに御担当していただいた事件では、遺体写真そのものといえますか、すごくショッキングな写真はなかったと思います。また、3番の方の事件は、拳銃から撃たれた弾丸がどう体の中を走っていったかという関係で、傷口などの写真を見ていただいたわけですが、今3番の方から御紹介していただいたような配慮はさせていただいています。

この遺体写真の関係について、立証する立場の検察官は、どのようなスタンスで臨んでおられますでしょうか。

濱田検察官：先ほど3番の方がおっしゃっていたように、実態がどうだったのかというのをきちんと把握して、十分な議論をするという上では、見てもらわなければいけない写真も中にはあるだろうと思うのですけれども、もちろん検察官としても、不必要にグロテスクなものを見ていただくのは負担になるだろうという配慮のもとで、カラー写真を白黒にするだとか、イラストで分かるものについてはイラスト化するというようなことを行っております。

司会者：ところで、そういった不安があるということの反面で、裁判員裁判に参加してよかったと、いい経験になったということも、先ほど来、皆さんのお話の中にも出てきたかと思います。特に5番の方は選ばれたときから「やった。」と思ったということでしたけれども、裁判員裁判に参加して何か一番よかったことといたらどんなことになりますでしょうか。

裁判員経験者5：そうですね。その場で決められた裁判員6人ですが、本当にチームワークがうちの場合もよくて、何日間か本当にいろんな話をして、重たい議論ではあるんですけども、すごく「濃いな。」と思いました。そういう意

味で、一期一会ですけれどもいい経験をさせていただきました。

司会者：皆さんで真剣に議論するということが、それ自体がいい経験になったということですね。

裁判員経験者 6：私も会社員をしまして、特に中堅ですので、若い方々が、参加されるのは、非常にいい経験になると思っています。誰かが決めてくれるだろうではなくて、選ばれた人はいきなり選ばれるわけですし、さらに与えられた条件の中でそれを決めないといけないし、時間も限られている。そういった全ての条件の中で決めていくという経験は非常に少ないと思います。

司会者：そういう次第で、今日御参加いただいている方はおおむねいい経験をしていただいたということですが、それをより広く知っていただくためにどんなことができるのかといったことを話題にしたいと思います。

ここではまず、私ども裁判所が行っております広報活動を紹介させていただきます。

大阪地方裁判所におきましては、「まいど！裁判所です」と銘打ちまして、出張説明会やふれあい見学会を実施しております。このうちの出張説明会は、裁判官が皆様の企業や団体を訪問して、座談会形式で裁判員制度に対する疑問などについてお答えするという活動です。

内容としましては、裁判員制度のポイント解説や座談会、質疑応答などで、大体1回1時間ぐらいを予定しています。

もう一つのふれあい見学会といいますのは、中之島の大阪地裁の建物で、定期的で開催しているものです。先ほどの出張説明会と同じ内容に加えまして、法廷の見学や法服の試着などもしていると聞いています。どちらも、実際に裁判員裁判に携わっている裁判官が、直接参加される方とお話ししたり質問を受けたりするというのがポイントになっています。これまで、堺支部も含めまして何回か実施されておきまして、参加された方からも多くの質問をいただいたと聞いております。

最近、裁判所では、より多くの方に参加していただきたいということで、広

報活動に力を入れてきているところですので、よろしく申し上げます。

さて、皆さんはその裁判員になる前に、こういった裁判所などの広報に接したことはありますか。皆さん、首を振っておられますので、広報自体は参加したことがないということのようです。

今、ごく簡単に紹介させていただきましたけれども、どんな感想を持たれましたでしょうか。参加してみたいと思われましたでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。参加してみたいと思います。

司会者：あらかじめ広報の場でいろんな質問をしておくとか、情報を知っておくというのは、皆さんの経験に照らしてやっぱり有益なんではないでしょうか。

裁判員経験者 2：知識があるというのは、やっぱり味方になると思います。

それと、私のいるコミュニティの中で、たまに元裁判官の方や元大学の先生がその分野について説明してくださるというのはあるのですが、足を運んだことがございませんでしたので、これからは進んで参加するようにします。

裁判員経験者 3：多分、裁判員に選ばれるかもしれないという状態であれば、そういったことに積極的に参加してみようと思うんですけども、まだ何の通知もきていないときに、そういったものに参加しようという気は、私は起きないかなと思うんです。

参加した経験を多くの方に知ってもらうために、というところなのですけども、まずエントリーされましたよという封筒がきた時点で、経験者とじかにお話しできる、というのはいいのかなと思いました。

司会者：実は、経験者の皆さんに座談会に出席してお話ししていただくという企画もあると伺ってまして、実際どこまでやっているかまでは、私は把握していないのですが、皆さん、そういう場があるとして、御協力いただけますでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。先ほどの出張とか裁判が、裁判所がイニシアチブをとってやられてるかと思うんですけども、そういう説明会などに、あなたちょっと来てくださいよというのだったら参加させていただきます。そのとき

には、いいことも悪いことも、辛いことも楽しいことも、全部教えておいてあげたほうがいいなという気がします。

司会者：次に、そういった広報は別としまして、皆さん御自身が例えば職場の方とか、身近な方、家族の方に裁判員の経験をお話しいただくような機会があったかどうかですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 6：会社では、ミーティングで簡単な紹介をさせてもらいました。どちらかというところ、それは義務だから行きなさい、それは絶対参加しないとだめだよというような会社でした。また後輩たちも、ぜひ参加したいと言ってくれましたので、よかったのかなと思っています。

あと、家族では、妻にとっては、私が仕事に行くのと同じように出発していくような感じでしたので、問題なかったのですが、子どもたちに、例えば、模擬的な裁判をして、そういったものを経験させていくとか、何かこう身近に感じれることを、ある程度分かる年齢からやっていけば、抵抗感が少しでもなくなるのかなと感じました。

裁判員経験者 1：守秘義務との関連があって、抽象的にしか話せませんが、私が参加してよかった点、難しかった点を親類、友人、知人に、いろんな機会のたびに話しております。

まず、1点目に、裁判所の方々の対応は丁寧で、いろんな面において心配りが感じられたというのがとても大きな印象でした。審理中におきまして、裁判長、裁判官、検察官、弁護人の方は、わかりやすい言葉で説明されて、難しい現場写真などの場合においては、資料を配布され、あるいはスライドを活用されていたので、私自身はわかりやすく、そして安心して裁判に参加できました。

それから2点目は、審理中に相手の話を集中して聞くことにより、自分なりにわからない点、あるいは教えてほしい点が出てくるということを知りました。そして、相手に尋ねることにより、相手の気持ち、心理状態、反省の度合い、あるいは覚悟、悲しみ、そういった心の動きを知ることができました。

それから3点目には、裁判員として参加されている年代層、あるいは男女の差によって事件の捉え方、考え方がかなり違うということも勉強になりました。

それから4点目には、量刑を決めることは、いろんなことを考えたために、かなり自分なりにしんどかった。このようなことはあるけれども、裁判員に参加することによって、普段の日常生活、あるいは職場や仕事では味わうことのできない違った面を学ぶことができ、人間的にも成長する。

したがって、皆さんも裁判員に選ばれる機会があったならば前向きに考えてほしい、そういったことを私は話しております。

司会者：大変いいお話、ありがとうございます。そういったお話をして、相手はどうでしょうかね。ぜひ裁判員に参加したいと、そんな反応がありますでしょうか。

裁判員経験者1：まず私の孫ですけれども、これはもう「おじいちゃん、絶対に参加する。」と言っておりますし、兄弟あるいは親戚の者も「私も参加したかったけれども、先に順番を越された。」というのもあります。それから、いろんな会合に出て話をした場合においても、ちょっと教えてほしいなというのがあるのですけれども、この点は守秘義務との関連があってかなり難しく、抽象的にしか話せない面がありましたので、その辺が相手に理解できたかどうか、ちょっと難しい点がありました。

司会者：さて、今、1番の方から守秘義務という言葉も出ましたので、そちらの話題に移っていきたいと思いますけれども、ここで突然ですが、クイズを出題させていただきたいと思います。○か×かで答えていただきますけれども、こういうことを言っているかどうかということで、言って大丈夫という方は大きく○、だめですよという方は×ということで、お願いします。よろしいでしょうか。

第1問ですが、「法廷で被告人は号泣していた。」、これは○でしょうか。×でしょうか。

(全員が○を上げた。)

はい、皆さん正解です。いつも説明させていただいているとおり、法廷で見聞きしたことは、ほかの方にお話しただいて何ら差し支えありません。号泣していたということは法廷で見聞きしたことですから大丈夫です。ただこれがうそ泣きだったとか、そうなるちょっと微妙な話になってきますけれども、泣いていたということは何ら問題ないです。

では、第2問です。「裁判長は頼りなかったけれども、陪席裁判官はかっこよかった。」、これは話して大丈夫かどうかですが。

(4人が○、2人が×を上げた。)

○と×が4対2ということですが、これは大丈夫です。参加しての意見や感想は話して何ら差し支えありません。

だんだん難しくなります。第3問ですけれども、今度は、「裁判長のすばらしい進行で全員一致で懲役10年に決まりました。」、これは話して大丈夫かどうかですが。

(4人が×、2人が○を上げた。)

×が4人、小さな○がお2人という感じですがけれども、これは実は×であります。評議の中で誰がどんな意見を言ったかはいけませんと説明させていただいています。これはちょっとひっかけ問題でして、全員一致で懲役10年ということは、全員が10年の意見を言ったということをお話してしまいましたということになってしまいます。

最後の問題ですけれども、「裁判員裁判が終わった後、マスコミの取材を受けることは守秘義務に違反するかどうか。」ですけれども、大丈夫という方は○、だめという方は×をお願いします。

(5人が○、1人が×を上げた。)

はい、5人が○でお1人×ですけれども、これは大丈夫です。マスコミの取材を受けること、それ自体は大丈夫ですし、事件によりましては私どものほうから記者会見をお願いすることもあります。最近は数は少なくなってきたので

すけれども、著名な事件、重たい事件などで、時々新聞などでも記者会見で裁判員の方がこう語ったという報道があるかと思います。

御協力ありがとうございます。守秘義務について、皆さん、おおむね理解していただいているということになると思います。

さて、この守秘義務ですけれども、先ほどお聞きしたところでは、皆さん、身近な人や職場などでいろんなお話をしていただいているということですが、1番の方は、守秘義務のことが気になるところもあるというお話ではありましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：1人で抱え、ずっと黙っているというのは、しんどいです。

なので、自分の気持ちを主人と子どもには、話を聞いてもらってました。

裁判員経験者 4：うちも全くそうです。おふくろが選ばれたことに対して非常に誇りを持ってくれてたみたいで、帰るたびに、今日はどうだったかという話は聞かれるんですよ。僕もそれを話すことによってストレスの発散にもなるし、おふくろは興味本位で聞いてくれるし。それで結構僕の場合は解放されてたようなところがあります。

ただ、そこでその守秘義務の話になるのですけれども、パンフレットにも書いてあったので、ある程度はわかっていたのですが、ガイドラインがないので、よくわからなかったのは確かです。負担感というのは余りないのですけれども、ぼろっと口を滑らせたらずいのではないかという気はあります。

司会者：守秘義務には、罰則も規定の上ではありますし、一生義務として負っているというところなどが気持ちの上での負担になるかどうか、そのあたりは、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：気にしてないわけではないですが、負担になるとかまでのしんどさは、私の場合はなかったですね。

裁判員経験者 1：現役時代に、守秘義務の必要性のある職務についておりましたので、守秘義務の重要性というものは理解しておりました。したがって、今回においても、余り負担には感じたことはありません。ただし、裁判という人の

一生を左右するようなことで、自分自身をさらに律していかななくてはならない、そういう覚悟で臨んでおりました。そして、家族といっても今、家内と2人暮らしですけれども、一切昼間あったことは話しておりません。ただ、今日疲れた、しんどかったとか、そういうことで、家内は御苦労さん、そのぐらいで一応終わっております。

司会者：次に、裁判に参加することの意義といったことに話を進めていきたいと思えます。

ここでは、特に刑事裁判に対する関心などは深まりましたでしょうかというところから話をしていきたいと思えますけれども、まず、自分の担当した事件の報道等を見て、どんな感想を抱かれたでしょうか。

裁判員経験者3：その後、ニュースで裁判的なものが流れると、手をとめてちょっとボリュームを大きくしてというような、そんな関心というのは生まれました。

私の担当させてもらった事件については、気にはなっていないながら、見てないのですけれども、もう裁判と聞いたらよくテレビ見たくなるような、こだわりは確かにあります。

裁判員経験者4：私の担当した事件は、その後は何か一切報道はなかったと記憶しています。ただ、事件が起きたときの報道は結構リアルに出てたみたいで、裁判の後でネットで調べてみたら結構出てました。

司会者：最近でも裁判員制度のことが新聞などでも時々取り上げられてきてます。

ここ最近では、遺体写真のことなんかで裁判員の方の負担のことが取り上げられることが多いのですが、ごく最近では、裁判員裁判の死刑判決が高裁や最高裁で否定されたといったニュースも取り上げられていたかと思えます。

そういった記事への関心も深まっているというお話でしたけれども、御自身の実際の経験に照らし、どうでしょうか。

裁判員経験者4：この間、死刑判決が破棄されたり、量刑が下がったりしたもの

がありました。もし自分がその裁判員になっていたとしたら、あの濃密な時間はなんだったのだろうか、あの時間が無駄だったのか、いやそんなことはない、というジレンマを感じました。

また、この間、裁判員が写真を見て気分が悪くなられたという事案がありました。

確かに、そういうのを見せられたり、もしくはこれから見るよと言われたら、ストレス感じるだろうなというのは、経験した者でないとわからない感覚なのかもしれませんけども、そう思いました。

裁判員経験者 1：ものすごく関心は深まりました。

まず、今まで気軽に考えていた犯罪でも、刑量の重さを知って刑務所に拘束される年数、そして家族の苦しみ、あるいは被害者の怒り、そういったものを目の当たりに見ると割に合わない、絶対に犯罪に手を染めないでおこうという抑止力になることをまず私は実感しました。

2点目は、今まで裁判の内容が報道されますと、興味本位にかなり見ておりました。参加以後はどんな求刑が出るのだろうか、どんな判決が出るのだろうか、それから裁判員裁判なのだろうか、あるいは自分がこの裁判に関わっていたらどういう意見を述べたり、量刑を決めたりするのだろうか、そういう見る観点が変わりました。

3点目は、2月5日に、最高裁が裁判員裁判の判決を破棄した出来事は、テレビで見ていて驚き、ものすごく複雑な心境になりました。

これは、裁判員裁判の意義が問われているのではないか。市民感覚と過去の判例をどう見るのか、裁判員裁判を検証する時期にきているのではないだろうか、といったことを考えました。

司会者：ありがとうございます。参加していただいて、御自身の担当された事件はもちろんです、それ以外の裁判にまつわる問題についても、非常に深く関心を持たれたということが伺われました。

それから、先ほど、マスコミの取材を受けることは大丈夫ですよという話を

したんですが、皆さん御自身としてはどうでしょうか。

裁判員経験者 2：私的には受けたくありません。

裁判員経験者 4：裁判員裁判にメリットがあるのなら、そういう取材を断ることはないと思うんですけど。

裁判員経験者 2：自分が本当に思っていることを答えているのに、マスコミの方は興味本位でうまく上手に言葉だけ拾ってということを感じることがありますので、そういう取材は受けたくないと思います。

司会者：ここで何か記者の方から質問があれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

記者：今日は貴重な意見交換の場を傍聴させていただきまして、ありがとうございます。

経験と想像を交えてでかまいませんが、審理がものすごく長期間にわたったとした場合、自分にどんな負担があったのか、また、どんなケアがあったらいいか、お教えいただけますでしょうか。

司会者：今回御参加していただいた方は、最長でも半月程度だったんですが、最近では1か月から3か月、最長で130日ぐらいという長期の裁判員裁判も行われているようです。

仮に皆様がそういう事件に参加を求められたとして、どう感じられるかということですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：具体的にどんなということとは言えないのですが、まず終わってもう家に帰るまでは緊張で、家に帰るともう何もしたくないのです。意識的に切りかえなきゃというので切りかえるのです。

その日の裁判の中で泣いたり、怒鳴りあったりというような場を見ながら、ああ大変と思いながら、切りかえが私はいまうまくできなくて、気分が沈んでいく、それをあえて切りかえる一週間でした。

その中で、後どんなケアが欲しいかというのも、ちょっとわからないですね、すいません。

司会者：3番の方は期間は2週間少々でしたけど、通訳の関係もあって1日置きでしたが、その点はどうでしょうか、1日置きのほうがそういう気分の切りかえみたいのができるか、それともかえって2週間引きずってしまうので、もっと短い期間にしてもらいたいと思うか、そのあたりどうでしょう。

裁判員経験者3：毎日、毎日というのもしんどいかな。1日置きで子どもの顔、寝顔見てるだけでも安心すると言いますか、1日置きのほうがよかったかもしれないです。足を運ぶ日数が短いほうがいいという方ももちろんおられるかもしれないのですが、1日置きのほうが私はよかったかなと思います。

司会者：逆に短かった4番の方や6番の方の立場から、長い裁判というのはどうでしょう。

裁判員経験者6：そうですね、一つはやはり仕事の関係で、100日を超えるようになれば、それは業務には支障を来すわけですので、そこは職場の理解というか、職場のサポートというのは絶対必要になってくると思いました。

二つ目には、私自身は帰ってから一切話さず、全て自分の中でしまい込んでいたのですが、長期間となると、やはり毎日仕事ではなくて裁判に出るわけですから、話さないというわけにはいかないのかなと思います。例えばですけども、終わった後カウンセリングをしていただくとか、この人には話してもいいんだと、こういうふうな形で安心できる場所があったらいいのかなと思いました。

今となっては、本当に緊張感なくいい経験ができたと思ってるのですが、100日を超えてそれを真剣にやると考えると、いろいろとサポートしていただくほうがありがたいと思いました。

裁判員経験者4：やっぱり会社勤めしてますので、会社の理解それが結構大きい比重を占めると思います。

うちの会社はあまり興味がない会社でした。ほんとうにいい経験してくるから、この経験を仕事に生かせるぐらいの度量を持ってくれているのにと感じました。

100日になったら、裁判員がセミプロみたいになって、それが裁判員制度に即しているのかどうかという気もします。

司会者：次の話題事項に進んでまいりたいと思いますが、「より参加しやすく、わかりやすい裁判にするために、どんなことができるのでしょうか。」ということですが、この話題事項につきましては、私のほうから問題提起させていただきたいと思います。

皆さんからいただいたアンケートを見ていきますと、法廷などでの説明がわかりやすかったかどうかという質問に対し、検察官と裁判所の説明は9割以上の方がわかりやすかったとお答えいただいているんですが、弁護士の方については4分の1ぐらいの方しかわかりやすかったとおっしゃっていない。弁護士の方の主張立証が裁判員の方に十分伝わっていないのではないかという問題点が浮かび上がってくると思います。

それともう一つですが、評議がどうだったかというアンケート項目を見ていきますと、雰囲気につきましては9割以上の方が「話しやすい雰囲気だった。」とお答えいただいているのですが、その評議の充実度につきましては、「十分に議論できた。」とされる方は6割程度で、「不十分だった。」とか、「わからない。」、あるいは空欄のままになっている方も少なからずおられます。

評議で納得いく議論ができたということは、やりがいや達成感といった点で大事なところだと思いますので、この点についても問題点があれば伺っていきたいと思っております。

ということですが、法廷での審理のわかりやすさ、ここでは特に弁護士の主張・立証活動について、よかった点、あるいはよくなかった点などを、皆さんのほうから御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：弁護士の書面は、本当にびっしりと字ばかり書かれてありまして、検察官は1枚の書面でカラーを使ってくださったりしていて、問題点はここだよ、というのが本当にわかりやすかったですね。

弁護士の書面は、字ばかりを追うような、最後のほうを読んでたら最初のほうを忘れるみたいな、何かそんな感じだったので、もっとわかりやすくできないのかな、検察官の方みたいな1枚ものにはできないのかなというように思っていたんです。

裁判員経験者 1：私が担当した裁判におきましては、二組の弁護士がおられたのですが、全く好対照というんですか、わかりやすい弁護士と、本当に一体何を言っておられるのだろうかという、趣旨がわからない弁護士との二組だったのです。

私自身は、この弁護士は国選だろうか、あるいは契約された方なのだろうかという具合に思ったことがあります。

被告人に対してこういう具合に言えというようなことをアドバイスされるのですが、そのアドバイスの仕方が全く合っていない状態がありました。

最後の弁論のときでも、片一方の弁護士はいろんな資料を配布されて、その中で裁判員の皆さんの判断を仰ぎたいというような、書き方をされていたのに、片一方の方は無罪であるという具合にされていたのです。

そういった点で、ある程度妥当な線というのを弁護士も考えてほしいなと私自身は考えました。

司会者：ありがとうございます。やや厳しめの意見が出てるのですが、弁護士の立場から何か経験者の方にお聞きしたいことなど、どうでしょうか。

金村弁護士：なかなか厳しい御意見で耳が痛いのですが、3番の方がおっしゃってくださった書面というのは、審理始まって最初に配られたものですか。

裁判員経験者 3：2、3回ありました。

司会者：何回かに分けて冒頭陳述とか弁論をやりましたので、その関係で何回か書面を分けて出されてます。

裁判員経験者 3：文章ばかりの書面が、何枚もあるのです。読むのですが、すごく多くて、読み続けることにすごい集中力がいるので、かなりわかりづら

くなるのです。

金村弁護士：配布資料をどういったものにするのかということにつきまして、検察庁と違って弁護士のほうは、ほぼ独立した自営業者ですので、ばらつきは出てくるのです。

皆様方にお聞きしたいのが、冒頭陳述要旨とか、弁論要旨とかの書面について、こういったことを直したらわかりやすくなるのではといったあたりを教えてくださいただけたらと思います。

裁判員経験者 5：書面のことは、一昨年の夏のことなのでちょっと覚えてないのですが、弁護士が二人いらっしゃって、被告人側にももちろんつきますが、被害者側のほうにもついてました。その弁護士があまりにも対照的で、被告人側の弁護士が言ってることが、とにかくわかりにくかったです。

被害者側の方の弁護士の方のお話がものすごくわかりやすくて、ぐっとこちらにもくるものがありました。今回裁判員の経験をしまして、「やった。」と思ったのと同時に、弁護士次第によって、全然変わっていくというのが実感できました。

司会者：御参加いただいた事件では、4番の方と6番の方の事件が比較的弁護士よりの結論になってたかなと思うのですが、弁護士の訴訟活動でいいところはありましたでしょうか。

裁判員経験者 6：どうも弁護の内容がわかりにくくて、なぜあのときあの弁護士はこう言わなかったのだろうとか、なぜこういうふうな言い方をしたのだとか、あれマイナスだよというふうに思いました。

法廷の中での発言がなぜかマイナスに作用する弁護士だったことがすごく印象に残ってます。

裁判員経験者 4：母親を殺めていることを認めているわけだから、僕らとすれば弁護士は量刑に専念するのだと、情状に訴えかけてくるのだろうとこちらも構えていたのですね。この人はこんなに親孝行で、こんなに頑張ってる介護して、それでもストレスがたまると、やむにやまれずこうなったのですというのを待

っていたのに一切それがなかったです。「あれ」と思って、最後の最後によくそれが出かけたけど、もうこっち冷めているのですね、タイミングがずれてるなというのありましたね。

弁護士の個人的な資質や、もっていき方によって変わってくると思うのです。ただ書類関係については、私らの事案ではおかしなことはなかったです。証人に対する質問がちょっとポイントが外れてたというか、「ここは突いてくるはずなのに。」というのがありました。

裁判員経験者 2：書類ではそんなにわかりにくいとかいうことはなかったと思います。

ただ、事件自体は表になってないような、奥に何かがあるような事件でしたので、それを弁護士の方も多分把握していなかったと思います。

だから、すっきりとした感じの進み方ではなくて、被害者も証人として出てこない、何かもやっとしたものが私の中にはまだ今も残っているというのが実感です。

司会者：わかりやすい裁判というのは、検察官も責任がある立場ですけども、この機会に何か質問などありますでしょうか。

濱田検察官：皆さん、審理の中で供述調書を朗読する場面が多かれ少なかれあったと思うのですが、実際聞いている中で長いなど感じる部分があったかなかったか、また、こういうやり方をしてもらったほうが良かったことはありますか。

もう一つ、先ほど2番の方のお話の中で、被害者が出てこないというお話だったのですが、供述調書で聞く以外に直接聞いてみたい点があったのかなかったのか、そのあたり御意見あれば伺いたいと思います。

司会者：調書ということですけども、どうでしょうか。私どもはできるだけ調書ではなくて、証人の方から直接聞くように心がけているのですが、おっしゃるとおり2番の方の事件では被害者は調書で済ませてしまったというところがありました。2番の方としては、被害者御本人の話聞きたかったという感じに

なるのでしょうか。

裁判員経験者 2：被害者の方がいらっしゃったら、また少し違う方向に裁判はいったかなと思うのですが、多分精神的にきついものがあったのかなという想像はできます。

何となく、弁護士もとらえ切れていない雰囲気の方が傍聴席にたくさん座っていらっしゃったので、被害者の方もきっと出にくかったのだと思うんです。

最初に事件を聞いたときは、簡単なコンビニ強盗と思ったんですけど、その場の雰囲気が、気が弱い方でしたら、ちょっとしんどいかなということを感じました。

だから、ああいうときに何か傍聴席に対して制限するとかいうのができないものかと思いました。私が今回の意見交換会で一番言いたかったのはここかもしれない。

司会者：傍聴席の関係では、証人の方が怖気づいてしまう恐れがある場合はつい立をしたりとか、あるいは別室でビデオを使って証人尋問をするという場合があります。

恐らく御担当いただいた事件で、仮に被害者に法廷に来ていただくという場合は、そういった措置をとったと思います。

検察官の質問は、調書の朗読のことですが、私どもでは極力調書は使わないようにしてるので、恐らく皆さんの担当した事件でも調書の朗読が長々とあったということはなかったと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、評議のことについても伺っていきたいと思いますが、先ほど申しあげましたとおり、必ずしも十分に議論できたという方が多くはないというところの問題点とか、評議で議論が尽くせたかどうか、皆さんのほうでちょっと気になっているというようなところがあれば御指摘いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

冒頭のお話では、2番の方や5番の方がすっきりしないものが残ったという趣旨のことをおっしゃっていたかと思いますが、そのすっきりしないと

というのは、何かその話し合いで解決できたのか、それともほかに原因があったのか、どうでしょうか。

裁判員経験者 5：すっきりしないというのは、私が受け持った事件のことで言わせていただきますと、その事件になってしまった原因が絶対にまだあると。それに関係している人はいるのかどうか。いるんだろうけど、その人は呼んできてない。そこを論点とはしていないのでというところから始まっているので、いやいやその手前のそこを突かないと、なぜこの事件が起きてというところが通じないので、いくら横を固められても、この真っすぐの線が通じないことにはすっきりしないよなみたいな感じでの、もやもや感がありました。

司会者：2番の方や5番の方の事件では、最終的な裁判所の認定としても、被告人の言ってることはどうも信用できない。では、どこに真実があるかというところ、その証拠がないと、そのもやもや感でしょうかね。

話し合い、評議のところにもた戻しますけれども、評議の進め方などでちょっと気になっているようなところはありませんでしょうか。

裁判員経験者 1：参加させていただきまして、進め方については、こういう進め方でいいのではないかというふうに私は思っております。

司会者：評議をどう進めるかって、裁判長が一番悩むところですが、長瀬裁判官のほうから何か質問などありますでしょうか。

長瀬裁判官：ここにいらっしゃっている皆さんは、十二分に発言できたという感じだったでしょうか。評議の中でこういうことを言いたかったのだけでも、ちょっと言えなかったとか、あるいは他の裁判員の意見など、お聞かせいただけますか。

裁判員経験者 4：私は十分発言ができたと思っております。逆に、ほかの人のほうができてなかったのではないかという懸念はあります。おとなしい方が二人ほどおられたので、でも裁判長がうまいことリードされて、どうですか、どうですか、この人はこうですけどもどうですかという聞き方を、一度は絶対言われてましたので、何らかの意見は絶対一通り言ってたと思います。

司会者：今日もできるだけ均等に発言いただけるように配慮しているつもりではありますけれども、3番の方は十分意見を言えましたでしょうか。

裁判員経験者3：最初の印象なのですけども、ある程度のシナリオは用意されているという感が多少あったとは思いますが。

でも、その中でも、疑問に思う点については、私はたくさん発言させてもらったと感じています。

司会者：私はいつもホワイトボードに検察官の主張と弁護士の主張を並べて、じゃあ皆さんどうでしょうかという形で進めさせていただいて、もちろん、何を問題点にするかというのは私どものほうで整理した上で評議を進めています。

金村弁護士：1点お聞きしたいのですが、量刑データベースというのを多分見られたかと思うのですが、それを見られたときに、第一印象で結構なのでどう思われたのかを教えてください。

裁判員経験者1：まず、見たときに、刑がものすごく重いなというのを実感しました。裁判中におきましても、資料の中で被告人が被害者の方に慰謝料というのですか、そういったものを被告人の家庭から見て、かなり無理をされているなという慰謝料も払われているにもかかわらず、刑の重さに私自身は驚いたのが実感です。

裁判員経験者5：あのときのデータベースを見ての第一印象は軽いと思いました。人一人を殺めておいて、その人にはそこからの人生はあるはずなのに。その人は死んでしまってるのにということで、それが多分あのときに大分議論になったと思います。その中で前例があるかという話もちろんありました。でもやっぱり、市民感覚を取り入れるのを裁判員制度の始まりの一つだと私は受けとめていたので、そういう意味で検察側の求刑に近いところという感じになったと思います。

司会者：最後に皆さんから、これから裁判員になる方へのメッセージを、お願いしたいと思います。

裁判員経験者 6：裁判員になることは、負担に思わなくて大丈夫ですよということとは我々が発信していかなければいけないなというふうには思っています。

それと、報道の方もいらっしゃるんですが、新聞とか見てて、どちらかというとネガティブな発言とか、データが大きく報道されることが多いと思うんですけど、参加してよかったという話もしているといった内容をPRいただければと思います。

裁判員経験者 5：もっともっとオープンに、守秘義務はもちろん守らないといけないんですけども、閉ざされた空間ではなくいろんなことを発信していてもいいのではないかなというふうには思っています。それに関して、自分もちょっとは少しずつ伝えていければうれしいなと思います。

裁判員経験者 4：お二方の意見でほとんどだと思います。全く負担がないわけではないですけど、この制度は私は本当にいい制度だと思っていますので、よりよいものに私達が何かできることがあれば協力したいと思います。

裁判員経験者 3：3名の方がおっしゃられたので、特に言うことはないです。

裁判員経験者 2：ぜひとも、裁判員の封筒が届いたら参加してみてくださいというのを申し上げたいと思います。

裁判員経験者 1：2点あります。まず、国民の中にはやっぱり裁判員裁判というのはしんどい裁判ととらえている方がかなりおられると思うのです。さらに、法廷の内容を描いたテレビドラマの影響もかなりあると思います。私自身もテレビドラマをずっと見ておりましたでそういう具合に感じました。そういった意味で、裁判員制度の広報活動をもっとしていただいたらいいのではないかとということ。

もう1点は、成人の方の理解を深めていくのと並行して、法務省とか文部科学省に協力を働きかけて、子供たちの教科書に裁判員制度のことを載せてもらって、子供たちの理解を深めていくのも必要ではないかという具合に考えております。

司会者：それでは、皆さん本日貴重な御意見、本当にありがとうございます。意

見交換会はこれで終わりとします。

以 上